

各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長 様
各 地 方 独 立 行 政 法 人 理 事 長

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
北 海 道 支 部 支 部 長 鈴 木 直 道
(公 印 省 略)

令 和 6 年 度 概 算 負 担 金 の 納 付 等 に つ い て

日 頃 か ら 基 金 業 務 の 推 進 に つ き ま し て、格 別 の 御 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。

さ て、令 和 6 年 度 の 概 算 負 担 金 の 納 付 に つ き ま し て、地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 第 5 0 条 の 規 定 に 基 づ き、次 の 点 に 留 意 の 上、納 付 さ れ ま す よ う お 願 い し ま す。

な お、令 和 6 年 度 途 中 に お い て 団 体 を 解 散 す る 場 合 に は、地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 施 行 規 則 第 4 6 条 の 規 定 に よ り、解 散 し た 日 か ら 6 か 月 以 内 に 確 定 負 担 金 を 算 定 の 上、精 算 を す る こ と に な っ て お り ま す の で、当 支 部 ま で 御 連 絡 く だ さ い。

記

- 1 別紙「令和6年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書（別紙様式第6号）」（以下、「報告書」という。）を作成の上、提出してください。また、報告書の写しは貴職において必ず保管してください。

※報告書の押印は不要です。

- 2 報告書に記載する職員数及び給与費総額は、令和4年度の決算に計上された職員数及び給与の総額（退職手当・子ども手当及び児童手当を除く。）となります。

なお、この人数及び金額は、令和4年度確定負担金報告書において報告があったものと一致することを必ず確認の上、提出してください。

- 3 令和6年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、令和5年11月13日付地基北第143号で通知した「令和6年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款第17条の3第1項に規定する理事長が定める率について（通知）」における普通補償経理を参照してください。

な お、理 事 長 が 定 め る 率 の 変 更 に つ い て 協 議 を 行 っ て い る 団 体 に お い て は、協 議 し た 率 を 使 用 し て く だ さ い。

- 4 納付にあたっては、各団体の総括部署において各部署の負担金を取りまとめたうえで、一括振込納付をしてください。

(部署ごとでの振込はしないでください。)

- 5 令和4年度の確定負担金報告書において過納額を令和6年度概算負担金に充当することを希望した団体については、その充当額を差引いた額で納付してください。

6 通知文等の電子データについて

令和6年度概算負担金に係る通知文等の電子データについては、地方公務員災害補償基金北海道支部のホームページにも掲載しております。

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/kikin2.htm>

7 概算負担金報告書 提出期限 令和6年3月15日(金)

概算負担金 納付期限 令和6年4月12日(金)

なお、概算報告書提出の際には、決算書等の添付は不要です。

8 概算負担金算定に係る端数処理及び納付額については次のとおりです。

なお、添付の様式(報告書)データでは自動計算により算定されます。

① 各職種区分の給与の総額×負担金割合 = A (円未満切り捨て)

② $A \times$ 理事長が定める率 = 概算負担金算定額 (円未満切り捨て)

③ 各職種区分の概算負担金算定額の合計 - 令和4年度確定負担金からの
充当額 = 今回納付額

・ 上記のように①・②毎に、円未満切り捨ての端数処理を行う。

9 報告書の提出先及び負担金の振込先口座

例年と同様です。(報告書については電子メールでの提出も可能です。)

連絡先

札幌市中央区北3条西6丁目
(北海道総務部人事局人事課内)

担当：芳澤

電話：011-231-4111 (道庁代表)

内線：22-182